

御用方箋記

文明
化曆

全

菊
182
2

富山大学
菊池文書

475

目錄

一 利便中 磁石 見在 十村 大極月 廿廿 如云 不勝 以 皆 備

以 換 之 方 一 如 情 之 如 亦 以 皆 備 少 三 運 之 心 不 苦 焉

如 標 為 標 之 係 不 物 甚 大 一 十 村 中 甲 請 先

一 宜 水 十三 年 至 宜 本 口 村 之 上 方 亦 有 長 田 氏 之 地 極 矣

一 矣 亦 村 之 拾 壹 村 矣 上 亦 亦 以 以 曆 三 年 以 後

一 宜 本 口 村 者 一 三 亦 口 亦 之 矣 長 田 氏 地 記 極 矣

一 亦 村 於 今 十 村 廿 水 亦 亦 村 一 次 則 甲 極 一 亦 亦 亦 亦

一 亦 亦 一 亦 亦 亦

一 和泉村市野木桑田中好茶の地を松平米田

中込入交者分田五斗一斗五分の地を松平米田 伊賀一斗

一 元銀三兩高丸村地五斗一斗五分の地を松平米田

一 諸右地中分三斗五升人方と高丸村中分五斗五分

一 飛宮人の地中一斗五升中分一斗五升高丸村一斗五

斗五分の地を松平米田に在りし茶葉高丸村

一 牛捨野 伊賀村野

一 伊賀村野高丸村地五斗一斗五分の地を松平米田

村方の地を松平米田に在りし茶葉高丸村

一 甘藷田におんた名に似たりありし名也右名

伊賀一斗五分の地を松平米田に在りし茶葉高丸村

一 高丸村野高丸村地五斗一斗五分の地を松平米田

伊賀一斗五分の地を松平米田に在りし茶葉高丸村

一 伊賀一斗五分の地を松平米田に在りし茶葉高丸村

一 伊賀一斗五分の地を松平米田に在りし茶葉高丸村

一 伊賀一斗五分の地を松平米田に在りし茶葉高丸村

伊賀一斗五分

利波教中教米見在十村共半付之
 收納米并手半之米極月共在
 之納皆謝仕重去等之風換之化
 米有之米之足時之亦古姓情
 由之米之皆謝仕重去等之風換之化
 了之米之皆謝仕重去等之風換之化
 百姓中
 西月

明曆

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

紅藤活其意及

西月... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓...

二月... 川西... 村判

紅藤活其意及

一... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓...

月

三... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓...

但... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓...

... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓...

... 藤活其意及... 百姓... 藤活其意及... 百姓...

呂七七九斗四升七合

又一百粒

拾石壹斗七合

十村

右壹斗承十三奉分有七國氏是性有

山見示三年アラ大明曆九年

一拾石壹斗七合

明曆元年所改地
松本新町八休屋敷
お村亦保毛

丙

松永新又墓浦ノ松永村

計石壹斗九升九合

兼石拾壹斗

九石壹斗

賣上米在ノ用此ノ指上
十分但石有誤指之
明曆元年ノ賣上
肉中一二百粒

計石壹斗九升七合

岩屋九斗五升七合

又一百粒

松石五斗七合

十村

右之...

此ハ寛永三年... 書物ナルベシ

一拾貳石五斗七合

松石...

丙

臥石...

...

松永...

九石...

...

...

右湖曆年軍之田與地而終(今如)三井田
市公願由終人地(同)年(中)存(存)路地(路)中
刻(存)之(新)刻(入)用(路)借(用)仕(田)姓(南)之(賣)上
采(存)入(用)路(之)者(若)而(分)八(年)之(積)五
中(仕)分(政)法(條)未(達)者(在)生(之)年(之)也(達)
之(後)而(過)之(數)年(之)也(作)付(也)

明曆之乙子三日月

降瑞雲三條

一子言(拾)之(石)中
宜(納)之(者)身(之)三(井)苑
其(年)由(終)人(地)

以(刻)符(令)在(中)以(地)中

宜(納)

之(石)拾(之)年(之)三(井)各

一(拾)石(之)三(井)各

右利(師)教(云)云(此)地(今)是(道)重(由)而(村)也(因)民(而)持
此(地)也(百)

御杖持人十村七之連八平十村之次御杖持人
十村列組持人十之組持而杖持人並之次
右例之義御杖持用場お役之上は後右
之通お極事

享和二年四月

筑

長岡平馬

進士求馬

礪波家之組持持人並村和泉村市立馬并馬村
其馬家與津屋和持其役并古春江之書
中御杖持人十之連御杖持用場お役之上は後右
右例之義御杖持用場お役之上は後右
之通お極事

御杖持人並村和泉村市立馬并馬村

一、乃為人、氣味出之、第後、以、
田、
亦、
亦、
亦、
亦、

享和二年

五月廿一日

平右衛門

又、

賞

一、
二、

内、

免、

新、

右指左石室或来或

因部

高九村

之入也

右石井口年久跡共毎年丁也

巳卯

九月日

即其用端

之除丁二幸也

高九村

高九村

諸口姓や各之儀何更々々以給合言

割や中々々々々々々々々々々々々々々々

作出儀注や各々合言々々々々々々々々

依指目有付仕上取之即其持人并十村

秀合之市之書有出中々々々々々々々々

中々々々々々々々々々々々々々々々々々々

然若其功以給内中々々々々々々々々々

書付上言此は極中福也如
用安也又の給合方。郵或の侍方は
心中制を中人の役之及。村部
組員可為致度と除て通出書
高安中少志中より書付也并全

河内用場

書付上言此は極中福也如

河内

十村中

右中紙柄書新所お信也と有る

其人

一先年所改他。新作分以时。百姓中借报。分

一浙云候报。出公场。则报集。贷人方。出通。浙至。上。若他。入。新

一此贷。出。为。成。向。后。浪。集。贷。借。以。隔。止。上。自。信。信。若。百。姓。以。代。其

一若。往。者。有。之。出。可。以。以。高。改。曲。事。一。分。作。分。以。作。后。以

一近。年。打。接。忽。化。故。百。姓。中。国。富。强。任。此。以。出。用。控。免。以。保。分。于。上。

一浙。贷。集。出。贷。出。为。成。以。得。在。事。之。切。言。任。中。候。身。一。死。需。若。分

一子。前。更。者。在。分。贷。物。任。言。到。任。任。制。浙。年。真。集。到。任。更。故

百姓窮乏不中許中不為其故百姓之貧者皆由臨事無備

其心雖平其德出入之徒交沒人中先年許臨他之始也

至有後世之限思之君子深人中之意後中後端之徒自能作後中

其在今日之世格則一或思之

一百姓中初秋中其首年為名物其法以均通之其後亦中

貸物又一之數中其貸物不原代或令力貸之格之法則列在

十二行皆附之其故法亦不中而後雖假以神其事亦在也

誤不中其向後之之法其法之也其心均一也中

一花若中古貸物之當納之不足其格之法故皆附之古之也

一之建惑仕年是非同名而法合至聖聖年年中其首年之同也

高利之仕是引兵中故存之格其事亦中其是法後在格之法也

借之其意發吟味之仕其格也其事均一也中

右之可後格之格者不帶之格多其事也其是法未也也

沖公儀中其連不中故也百姓之法皆附其事中其也

上中急發中其上下為名其法場也故也格之法上下也

能相心也其也

申三月朔。

板末劇所

相濟所

右札在茲名仕身下姓中口代貸物仕沖年南米京言利往至
引云申及出字及冲書立至京口上京口入仕信後至任仕中
若心申及仕取出字及出字極在曲云言身伴上出為申連判
心法判取仕上云申以上

統和神村大德登

年表

同 中德分

六五居

十日市村

重九

立時河日尾河

活古

戶取村作村登

云三市

同 紅尾院

又七市

同 中象院

彩古院

同 中象

八市居

同 作村登

兩古居

同 兼居

七古居

同 兼居

活古居

Handwritten notes at the top right of the page, including the characters '丁' and '月'.

同



漢文

同



孫文

同

中東

五三五

同

井

七五八

同

和泉

三七市

井



三七市

同

純英

五七五

同

高瀬

五七五

同

三三

五七五



五七五

同

塩

五七五

同

福地村

五七五

同

川

五七五

同

福光村

五七五

同

石

五七五

同

田中

五七五

皇德八年甲午年正月

竹橋狀師古也寫

菊池

同

和家包

善春

同

和家包

善春

同

和家包

善春

同

和家包

善春

同

和家包

善春

同

和家包

善春

源三郎

源三郎

仁術家仁術家

仁術家仁術家

竹橋殿金井波城守中直佐信忠
御借る事 信忠御事 中直御事
竹橋殿

一人責賞一系は御正平若程の輩に
在りし其怪重とわかれ式死罷罷命式
に爲りし縁事

附口久人回罷事

一手負たる者隠し主一人
一是結之何物是拾取月身なる事

足撥月より重荷物を秤かけると
て除く方荷重を中函へしよ除きし
り中容ありしより度も相函其上義於
そ函引し馬を中容へ可くする事

一人足しし荷物を二人に付るより月を限
それよりおろしし荷物を一人に付る
かけおろしし相除自然除きしより節に

おろしし足撥のよりたる事

附人は足撥を馬に付る事

一歩も代へば梅近結便法を結舟に拾取
荷物を二人に付るより度も相函其上義於
そ函引し馬を中容へ可くする事
り中容ありしより度も相函其上義於
そ函引し馬を中容へ可くする事

一馬次と馬等し時止む宿近と相通事
一往還人根中たりと少共 由定して續
るに滞りて通し但根通と名相通事
有るに少共少共根に少共根に積
積便後とれし事

一石便其氣代を主人多目捨下人少
るに捨下とれし一馬に便後以下由定

和増候者もくは行曲事一并に可
年寄りわすは其多し其多し其多し
可人此玉し別中あり少共事以上
事

一石に米大立出高直くするのる道中
駐便其人足便に由定し其和利増
るに從し公儀被作出らるる為事

右塔之相承其方也仍如件

寛文七年正月日 横山左衛門

長九郎左衛門

市多安三郎

寛文七年二月河原集用場

只後之九相通下等

即奉引橋中法部左衛門様林十左衛門様御配

し御時之長左衛門

右輪御引給書上中

寛文七年正月日

竹橋馬場
市左衛門

竹橋段并波城増木道前之板中

板子由守 長九郎左衛門

一井波城増木竹橋并波城増木道前之板中

所定し書お上り申上之七〇竹橋段

亦定書了字別紙出後之入中亦亦所之條
一因之氏井波城指書之し假殘 亦定書卷
之其後刻増之書之時之也る假殘相指
居中以得在在所定之紙之是し近井波出勢
川上之曲に而用之指花商人之何指其竹指
不相通也之古集及今之格居在之也亦指
指亦指之也柘茂井波之竹指上之持運也

大就市尋中上之也

寛九月十日

竹指之新更
市指之

就市尋中上之也

流刑人川上出通行之也竹指上之也川上
流送之也城指上之也里之道程亦出而
亦亦之也出之也付也之也今之也亦出而之也
指之竹指之也今之也亦上流送中亦若地生

番之出也則地生之往還地生之今之秋
繼送中今之秋也而右之秋也川上之秋
送中地生今之秋也川上之秋也
年之秋也

一井波之邊也此相指方今全澤上之相送也
少多之相指也宿送之秋則井波今之秋也竹橋
持運中地城端今之秋也右國秋之秋也

地中之右之秋也相指也送之秋也
持運中地城端今之秋也

右流刑人人馬繼送之秋也

申十月

竹橋秋

什乳加別沙

下

一三子國之角

細場進る物

成程系人

中ら受は日又

内は心身の時

芽の為合

河内指之入中... 殺為指出... 河内指
中... 河内指

一 細場... 竹... 草... 草... 草... 草...
又... 草... 草... 草... 草...
切... 草... 草... 草... 草...

一 阪... 草... 草... 草... 草...
又... 草... 草... 草... 草...

一 河... 草... 草... 草... 草...
人... 草... 草... 草... 草...

百... 草... 草... 草... 草...
草... 草... 草... 草... 草...
人... 草... 草... 草... 草...

一 細... 草... 草... 草... 草...
一 草... 草... 草... 草... 草...
草... 草... 草... 草... 草...

一 草... 草... 草... 草... 草...

所 物別第一 十村 書付 附札
桐 山 草

安永九年子 五月

取 枝

先年越中檜場辺。ありしを、但當りしか。ある

半、右に、右に、今般。漢成、用、大、概、か、あ、り、

後、用、三、有、星、我、り、直、見、分、る、お、く、様、子、中、言、

お、知、り、る、様、子、あ、り、あ、り、あ、り、中、右、右、右、

と、い、は、る、又、見、分、る、様、子、あ、り、あ、り、あ、り、

も、未、だ、言、ひ、な、い、右、右、右、右、右、右、

右、右、右、右、右、右、右、右、右、右、

事、右、右、右、右、右、右、右、右、右、

彼石、夏ハ山、是、用、場、也、以、能、之、之、有、而、生、也、故、
之、可、く、作、之、成、其、使、之、之、亦、未、知、其、故、也、

山ノ上

之、處、也、

前田貞化

前田貞宗

奥村三波校

奥村三波校、今、山、中、有、石、一、所、寫、於、越、山、月、越、
中、川、西、山、部、也、其、石、之、形、也、如、中、山、部、也、
其、石、之、形、也、如、中、山、部、也、其、石、之、形、也、如、中、山、部、也、

下、後、也、

山ノ上

奥村三波校

奥村三波校

小塚三波校

右、山、部、也、奥、村、三、波、校、今、山、中、有、石、一、所、寫、於、越、山、月、越、
中、川、西、山、部、也、其、石、之、形、也、如、中、山、部、也、其、石、之、形、也、如、中、山、部、也、

山ノ上

野村三波校

小堀吾右衛門

古公六五生

是國助七高生

右修之俊面之方老之末了好之生

古公六五

是國助七師

古公六五

和泉村 老高師

元禄十六年四月廿二日吉方也出校區區

此所付方面也三高生之豆出校也

右教區高生

右場中豆子高生三人年七十分之生

豆出校

同年十月廿日

早田方斗之右高生也用之也右位之右田の場

豆出校

人豆百拾也三人年七十分之生也

右名所志を辨せしむるに極まりたり夫も感不
しつ極出市方山形山並の極みは作悔の事

作悔左の山形山二名にても

此方と山形山合抄之所用に於て右大小
尺八の尺八と信州原目録は極紙一信五本
是より前後三言は極紙は亦余共之右百尺程
の極出市村方の山形山並の合抄之極左の此也

極出市と云ふは右の極出市は此方にて
は極紙の合抄之合抄之極出市は右の極
出市極紙にて

二行一書方 山形山並

長田七之助
古月六 五度

此方と山形山合抄之極出市は右の極出市は此方にて

自是精誠之徒死矣且是日余集之於市而
共上麻巾也余亦知先朝之德也余亦知播
天下及於未用之時也及於未用之時也

正德風高火事一年者及於今被印在表

佛殿之殿亦以爲別之火之念又之極方佛
中後方言子飛石之義也蓋及於中計也

三月五日 南夷村寺

古學助之序

吳國之 函度

古者佛殿之用用於佛也佛之出也如
日也指為佛也佛之出也如日也佛之出也
石持業之官亦日用佛也佛之出也如日也
佛之出也如日也佛之出也如日也佛之出也
後世之出也如日也佛之出也如日也

未

二月

古徳寺

浄念所

是

一 匠 是 坊 芸 師 也 名 曰 義 行 乃 十 三 宗 出 身 也

一 右 右 有 名 曰 西 月 明 者 撰 於 戒 師

一 右 右 地 形 乃 隆 高 有 一 城 是 石 之 右 有

三 七 城

右 右 右 三 七 宗 之 後 出 身 乃 自 以 書 記 事 錄

其 後 茲 之 故 而 上 下 山 下 乃 是 乃 乃 乃 乃 乃 乃

城 是

音 曹

乃 曹 持 者 汝

古 徳 寺 之 聖 迹

昌 國 聖 迹 也

右 右 右 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃 乃

石之知其地能... 極... 亦... 計... 出... 或
... 右... 及... 亦... 亦...
... 用... 以... 列...
... 言... 言...

口... 口...

山... 山...

古... 古...

皇... 皇...

大... 大...

普... 普...

... 之... 之... 之...

山... 山...

一... 極... 亦... 亦...
... 亦... 亦... 亦...
... 亦... 亦... 亦...

一... 亦... 亦... 亦...
... 亦... 亦... 亦...
... 亦... 亦... 亦...

城上

徽州溪橋村代北之祖之若々而亦係
所居之山上望

之標之幸也

大西村

音六

古西六 聖殿

古西物之殿

又松年才必系山田歸吉以之廣康卿之內編

山入合拍村之文望之男也松年河而那

河年以極之清傳中世之有前之書拍官仕

上之中山望

身保至幸三月望

大西村

又八

大西村

加藤

後園常存殿

首世内古身殿

右の海かある田池相志るの書より抄出
村拾六上より抄出ても併村撰に扱し
爰方先年と経海の地子五五九の川と
但中河傍方の地編も併出ても又八抄出ても
抄出てもある馬成りある南村地知程更なる
下上保ありある様と扱し書成候も南村
とくとも中河と地子五五九の川と併出ても

寛政九年七月

因中村
芝石

乙斐村野左衛門殿

又長谷川平兵衛殿

号人

一 大田村願書内并川中川筋の地あり計分大石

石あり若し川筋の地も併出ても又八抄出ても併出ても

抄出ても併出ても併出ても併出ても

一之條三年山形所と若右少将右と實情中交り
おれは先立存存

一因三年二月右石橋川用右敷込右石橋川右

上p4

一因三年十月早より右より右の川用右右位右
田の橋出上よ

一室曆三年より右右川用より右右橋川
右右の川出回より右より右敷込より右

後より橋川回より右よ

右先前より右書より一之條三年川用より

右右川用右の川出回より右より右敷込より

十月

右右川

加代次

附れより

室曆三年川用より右右川用より右右川用より
右右川用より右右川用より右右川用より
右右川用より右右川用より右右川用より

所ノ小橋仕立ノ内用ニ至テ右石定埋置
ニ至ル

御波勢大石村御山ノ内至テ馬込石ニ至テ

細石御山ノ内至テ先年

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

御山御山ノ内至テ馬込石御山ノ内至テ

所用者山平橋又往西一有山平河方有山
外者公也之市安之市建於村方也限山家別
場而山生以迷惑之稱也亦有山生之是也
山生山之成量以移住之其改の上

山平

月

市為村

又八

山平用橋

付札の橋首尾全備

所修那大内村領山平山瑪隈石上高森領

瑪隈石上之山平用之付右ヶ市

所領山平高揚山平也 作付山平高揚山平

山平高揚山平也 別成高揚山平

通之山平用橋也 山平高揚山平

山平高揚山平也 山平高揚山平

山平高揚山平也

未九月方下

為山平也

所用之由岸橋月狂興... 下看... 山... 山... 山...
外... 山... 山... 山... 山... 山...
場... 山... 山... 山... 山... 山...
山... 山... 山... 山... 山... 山...

四月

又八

山... 用... 場...

付... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

未九月...

山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山... 山...

大角村
北門寺
道人

互

市山寺用楊其的

張氏部去西村領馮冠石 市山寺新上高号

市山寺在石橋山初是延壽產物方濟台

昔是海 市山寺在石橋山寺 市山寺海濱寺

後是寺 市山寺在石橋山寺 市山寺海濱寺

市山寺在石橋山寺

未九月

單

張氏部去西村領市山寺馮冠石元方村

領馮冠石在市山寺用市山寺在石橋山 市山寺

市山寺用楊其的 市山寺在石橋山寺 市山寺海濱寺

市山寺用楊其的 市山寺在石橋山寺 市山寺海濱寺

市山寺用楊其的 市山寺在石橋山寺 市山寺海濱寺

九月

市山寺用楊其的

市山寺用楊其的

卷之四

此致中村

中村之書

頃頃於大田村領瑞庭石印内印紙亦同也
お取の身は是迄産物の方領の如きは
印紙印紙揚山は印紙の条は山領
之後産物可中領の如

九月七日

印紙の条は山領の如きは山領
条の印紙亦同揚山由領の如きは山領
通の如きは山領の如きは山領

未九月七日

抄本
後列

大田村
中村
印紙

卷之三

中村

中村

...

...

...

...

...

...

實

一、百三十一號

免方... 谷野村

内

岩野村

岩野村

背

...

...

...

...

...

...

ノ

...

是日或後有年并各

依此打力之他之

背

力積石年并各

近有新集烟

百或石年并各

出田三古烟

七積石年并各

升者中粉烟

九積石年并各

積積之役烟

六積石年并各

而代五古打

memo

2020.11.10

長三張

右言也福村也言八百積石年并各之月是日

拾九石年并各言言也福村居百積石年并各

或拾石年并各言也福村行而積石年并各

仕積石年并各言也福村定而積石年并各

或拾石年并各言也福村定而積石年并各

或拾石年并各言也福村定而積石年并各

或拾石年并各言也福村定而積石年并各

或拾石年并各言也福村定而積石年并各

恨多分封高之居用之而書加以下是以前後坊中
瑞寺地部高之卦言也復坊之右言而收納之方言
佐加建村役人之祀也居付之其言所收納之方復
予皆附論義方未可婚所同非易也注此何言
程之海之信付之其言所收納之方復
之上願之程而之其言所收納之方復
於二月之內信村居地
所收納之方復

右是花里年之りる別形之海而之其言所收納之方復
別言之其言所收納之方復